

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、学生支援に関する業務の推進、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、<u>産業界との協働によるイノベーション創発研究の企画立案及び実施</u>その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、本部及び研究院を置く。</p> <p>国際高等教育院            大学院教育支援機構            学生総合支援機構            環境安全保健機構            情報環境機構            図書館機構  <u>産官学連携本部</u>  <u>オープンイノベーション機構</u></p> <p>国際戦略本部            人と社会の未来研究院</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、学生支援に関する業務の推進、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、<u>社会との協働によるイノベーション創出に係る企画立案及び実施</u>その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、本部及び研究院を置く。</p> <p>国際高等教育院            大学院教育支援機構            学生総合支援機構            環境安全保健機構            情報環境機構            図書館機構</p> <p><u>成長戦略本部</u>            国際戦略本部            人と社会の未来研究院</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第2号)            この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>